

青色申告④ ~65万円?10万円?どっちの申告ショー~

今回から、いよいよ青色申告の主だった特典について見ていきます。

IV 青色申告特別控除

青色申告特別控除は、青色申告の特典の中でも一番メジャーなものといえるでしょう。事業所得・不動産所得・山林所得から実際にかかった経費の他に一定額を控除することができるという制度です。



(1) 誘われて 65 万円控除

①要件は？

- i 事業所得や不動産所得を生ずる事業を行っていること（山林所得は 65 万円控除の対象にはなりません）。復習になりますが、不動産貸付の場合は事業的規模に限るということです。
- ii 正規の簿記の原則により帳簿を作成し、その帳簿に基づいて貸借対照表・損益計算書を作成すること。
- iii 申告期限までに確定申告書を提出すること。

②控除額は？

65 万円（所得金額を限度）

※複数の所得のうち、赤字のものがある場合はその赤字はないものとして考えます。例えば、事業所得が▲100 万円、不動産所得が 50 万円である場合には、赤字の事業所得を無視して不動産所得から控除することができます。ただし所得の金額が限度となるため、このケースは 65 万円ではなく 50 万円の控除となります。

③控除の順序は？

不動産所得→事業所得の順番に控除します（それぞれ 65 万円ずつ控除できるわけではありません！）

※不動産所得が事業的規模ではない場合

事業所得の他に不動産の貸付を行っているけれどその不動産の貸付は事業的規模ではないといった場合でも不動産所得から 65 万円を控除できます。要件 i の事業を行っているに該当するからです。

(2) 恋しくて 10 万円控除

①要件は？

上記（1）の要件を満たさない青色申告者が対象となります。例えば申告期限に間に合わなかった人はこちらに該当します。

②控除額は？

10 万円（所得金額を限度）

③控除の順序は？

不動産所得→事業所得→山林所得の順番に控除します。



青色申告特別控除の歴史ですが、（2）の 10 万円控除の方が先にでき、（1）の方が後にできました。また、（1）の控除額は当初 35 万円でした。要件も当時とは若干変わっていますが、それが 45 万、55 万円と引き上げられ、現在は 65 万円となっています。税務署側からすれば、それだけの特典を与えても正規の簿記の原則によって申告をする納税者が増えることを望んでいるということですね。

V 青色専従者給与

No99 でご紹介しましたが、これも青色申告の特典のひとつです。この青色専従者給与の対象になるのは給料と賞与です。退職金は対象になりませんので注意をしてください。

カツオ『この間のテストは 65 点の特別控除があったから 35 点だったんだ！』 ワガメ『あたしは 10 点控除』